

砺波市農業委員会 6月総会議事録

開催日時 令和6年6月7日(金)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 22名

1番	西原 登	17番	亀永 理恵
5番	林 政樹	18番	土田 英雄
8番	鴨井 克之	19番	中村 栄克
9番	川邊 洋	20番	満保 雅春
10番	舘 和香子	21番	今井 久人
11番	樋掛 雅彦	22番	松原 光雄
12番	田嶋 和樹	23番	黒田 英嗣
13番	森田 修	24番	山本 渉
14番	松浦 正一	26番	源通 一郎
15番	飯田 輝一	27番	齋藤 徹
16番	飯田 真紀	28番	片山 雅喜

欠席した委員 7名

2番	堀田 敬三	7番	石田 智久
3番	吉田 一馬	25番	小幡 直也
4番	柴田 泰利	29番	水野 勢津子
6番	前野 久		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4名

事務局長	小西 啓介	主幹	大石 哲也	主事	深尾 芽生
農地調整専門員	林 憲正				

付議案件

議事

- 1) 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について
- 2) 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度・砺波市農業委員会6月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。天気もよく、農作業等で大変お忙しいところみなさまご出席いただきありがとうございます。

さて、5月末に東京で開催された全国農業委員会会長大会と、富山県選出の国会議員の方への要請会に参加しましたので内容をご報告します。食料農業農村基本法が25年ぶりに一部改正されました。近年の自然環境や国際情勢の変化から食料の安全保障ということが強く意識されるようになったことによるものです。また、環境問題から農業においても環境負荷低減を推進することが課題として出てきたという話題がありました。様々な課題がある中で、食料生産の基盤を守る観点から、どのようにして今ある農地を残していくか、農業者が将来に希望を持って食料生産できるようにするか、具体的な施策の展開を進めていただきたいということを国会議員の方へ要望してきました。

簡単ではありますが報告と挨拶とさせていただきます。本日も慎重な審議をよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

ここで、ご報告させていただきます。

本日は、在任委員29名中22名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをここにご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号23番黒田英嗣委員・議席番号24番山本渉委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

転用案件別添資料の1ページから4ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「流通業務施設」に該当します。譲受人は、運送事業・倉庫業など営んでいます。現在、業務の拡大に伴い、業務車両の待機場、資材置場等が不足していることから、申請地において計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第7号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 田嶋委員、どうぞ。

田嶋委員 昨年8月に農振除外の案件として審議されたものです。譲受人は現在工業団地の中に営業所がありますが、敷地が角地にあり狭く、従業員の駐車場やトラックの駐車に支障を来している状況です。その状況の解消のため営業所の近くに駐車場敷地を計画したものです。ご承認よろしく願います。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第7号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第8号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・

使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

転用案件別添資料の5ページから9ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人の子は皮膚科の医師であり、市街地において、診療所の開設を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の10ページから14ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は、調剤薬局を営んでおります。番号1に関連し、診療所の開設に伴って調剤薬局を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の15ページから18ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は、ホテル事業者です。ホテルの開業に伴い、申請地において、駐車場を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第8号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1、2番について、申請地周辺は最近開発が進み住宅地や商業施設が多い地域です。地区内では皮膚科の診療所はなく需要があることから、診療所とそれに併設する薬局の建設を計画されています。

3番について、現在ホテルを建築中ですが、敷地内だけでは駐車場が不足することがわかりましたので、宿泊者と従業員が利用する駐車場敷地として近隣で計画したものです。ご承認よろしく申し上げます。

議長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第8号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項1号農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
令和6年4月に受け付けた農振除外の願出は5件となっております。

(除外案件番号1朗読)

除外案件別添資料の1ページから5ページまでと併せてお願いします。
願出者の現在の住まいは、砺波警察署の移転先となりました。このことから、現在の住まいを立ち退き、親戚が所有している農地で新たに住宅の建設を計画しています。

(除外案件番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてお願いします。
願出者は苗加地内に5棟27戸の共同住宅を所有しています。現在、すべて満室になっており、まだまだ需要が見込まれることから1棟10戸の共同住宅を計画しています。

(除外案件番号3朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてお願いします。
願出者の住宅は、幅員3m、延長90mの進入路を通り、市道に乗り入

れしています。積雪時は自ら除雪機により雪を排除し、家から出ることであります。また、住宅の建て替えなどで建築基準法の道路の接道要件を満たさないことが最近分かりました。北側にできました分譲住宅地の道路に接続する計画となっています。

(除外案件番号4朗読)

別添資料の16ページから20ページまでと併せてお願いします。
願出地を含めて43区画の分譲住宅を計画しています。

(除外案件番号5朗読)

別添資料の21ページから25ページまでと併せてお願いします。
願出地の10㎡の農地は、過去を遡ると暗渠の用水路として使用されてきました。この農地を含めて注文分譲住宅地が計画されています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」につきまして、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 3番について、現在住宅に入るためには市道から90mの進入路を通る必要があります、特に冬季の積雪時に支障を来しています。また、建築基準法上の接道義務を満たさないこともあり、問題の解消のため道路の付け替えを行うものです。

4番について、既存の住宅団地に隣接して分譲住宅を計画しており、そのうち農用地区域内の部分についての申請です。今回申請部分以外の農用地区域外農地・宅地等を含めて43区画分を計画しています。

5番について、元は住宅が建っていた宅地を売買する際に、過去に暗渠の用水路として使用されていた農地が含まれていたことがわかり、今回は正するものです。ご承認よろしく申し上げます。

議長 長 1番について、警察署の移転先に住宅があることから、新たに住宅を建築するにあたり今後の生活のこともあり現在地から近い場所で検討されたものです。

2番について、申請者は共同住宅の大家ですが、既存の所有物件は満室となっており需要があることから隣接して新たに共同住宅の建築を計画したものです。ご承認よろしく申し上げます。

他にご質問等はありませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ここで、5番の案件につきましては、議席番号17番の亀永理恵委員に関する案件となりますので、会場から一時ご退席をお願いします。

(17番 亀永理恵委員 退室)

議 長 　　ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

議 長 　　挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。

(17番 亀永理恵委員 入室)

議 長 　　続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号から報告第2号について、事務局より説明願います。

事 務 局 　(報告第1号・第2号説明)

議 長 　　ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

委 員 　　(「はい」の声あり)

議 長 　　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 　農地の相続に関する届出について、権利を取得した日から届出日まで時間がたっているものが見受けられます。相続登記の義務化ということで相続後速やかに登記することになりましたが、相続の届出について取扱いは変わるのでしょうか。

事 務 局 　法令上届出は10ヶ月以内を目途に提出することとされています。相続登記が義務化されたことで今まで手続きをされていなかった分について届出されるようになった面もありますが、農地法上の届出について取扱い

に変更はありません。引き続き亡くなられたときの手続きの説明の際などに早めに届出いただけるようご案内していきます。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 40)